

◆規制緩和について

規制緩和メニュー案	現状・法律条文	規制緩和の具体的内容	将来像（規制緩和後）
<p>★規制緩和テーマ1 電気主任技術者の選任義務の緩和</p>	<p>【現状】</p> <p>1) 5,000kw以上の発電所への第一種もしくは第二種の電気主任技術者の選任義務により、必要な技術者の確保ができず、発電所の着工ができないという事態に陥る懸念有</p> <p>2) 発電所と変電所が一体となった敷地に設置されているような場合等に、電気事業法施行規則第52条第1項における「直接統括する事業場」として、複数の発電所及び変電所を直接統括する事業場（以下、「統括事業場」という。）1か所に主任技術者を選任すれば、個別の発電所への主任技術者の選任は不要となると考えられるが、現在、潮流発電については、この「統括事業場」の設置が認められていない。</p> <p>3) 電気事業法施行規則第52条第1項における「直接統括する事業場」に関し、複数の発電所及び変電所を直接統括する事業場（以下、「統括事業場」という。）1か所に主任技術者を選任すれば、これに統括される個別の発電所等への主任技術者の選任は不要になると考えられるが、経済産業省の内規によれば、現在、潮流発電については、この「統括事業場」の設置は認められていない。</p> <p>4) 長崎県において実施しようとする実海域での海洋再生可能エネルギー実証フィールドの運営においては、3つの海域において、またそれぞれの海域において、様々な事業者の、複数の発電機（風力発電や潮流発電）が系統に接続され実証されることを想定している。この際、主任技術者について、今後立ち上げる実証フィールドの運営組織に、主任技術者を配置し、複数の事業場を兼任させることも想定されるが、現行の経済産業省の内規によれば、「主任技術者の兼任」は、発電所と変電所が同一の敷地にあるような場合等を前提としており、対応が困難</p> <p>【関係法令】  「電気事業法第43条」（主任技術者）  「電気事業法施行規則第56条」（免状の種類による監督の範囲）  「電気事業法施行規則第52条第1項」（主任技術者の選任等）  「電気事業法施行規則第52条第3項ただし書」（主任技術者の兼務）</p>	<p>○再生可能エネルギー関連の発電所・変電所における主任技術者資格要件の緩和（電気事業法施行規則第56条）</p> <p>○潮流発電における複数の発電所等を直接統括する事業場設置の容認（電気事業法施行規則第52条第1項）</p> <p>○海域等のより広範な範囲内の複数発電所等を対象とした主任技術者の兼任容認等、主任技術者の兼任要件の緩和（電気事業法施行規則52条第3項ただし書）</p>	<p>○海洋再生可能エネルギー由来の水素製造・貯蔵・運搬の実証を含む、海洋再生可能エネルギー実証、及び我が国初となる実海域での実証フィールドの整備・運営を核とするアジアを代表する海洋再生可能エネルギー産業の拠点形成</p> <p>○世界における先進例としての浮体式洋上風力発電ファーム(商用化)の実現</p> <p>○我が国初の本格的潮流発電ファームの実現</p>
<p>★規制緩和テーマ2 水素製造の保安要員設置規制の緩和</p>	<p>【現状】</p> <p>1) 現在、長崎県五島市柁島で稼働中の浮体式洋上風量発電による電力により水素を製造し、貯蔵・運搬・活用しようとする実証においては、燃料電池船の燃料としての活用を計画</p> <p>2) 今回の実証では、漁船クラスの船を開発し、運転するものであるが、この燃料電池船を2時間動かすためには、水素が157.5Nm<sup>3</sup>必要となる。しかし、1日100Nm<sup>3</sup>以上製造するためには、5人の保安要員を選任しなければならない。保安要員を配置するために必要な免状保有者は不足しており、例えば、五島市内には、免状保有者が一人もおらず、新たに育成しようとしても、資格試験は年1回と少ない上、合格後実地経験を6か月以上経る必要があるとされており、課題が多い。</p> <p>【関係法令】  「高圧ガス保安法第5条第1項」（製造の許可等）  「高圧ガス保安法第27条の2」（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）  「高圧ガス保安法第27条の3」（保安主任者及び保安企画推進員）</p>	<p>○再生可能エネルギーを活用して1日100Nm<sup>3</sup>以上の水素を製造する第一種製造者に対する保安統括者、保安技術管理者等の必置規制の緩和（高圧ガス保安法第27条の2及び第27条の3）</p>	<p>○海洋再生可能エネルギー由来の水素製造・貯蔵・運搬の実証を含む、海洋再生可能エネルギー実証、及び我が国初となる実海域での実証フィールドの整備・運営を核とするアジアを代表する海洋再生可能エネルギー産業の拠点形成</p> <p>○地域資源型水素（＝海洋再生可能エネルギー由来水素）の地産地消及び域外輸出</p> <p>○水素変換・貯蔵による系統安定制御を含む、再生可能エネルギー活用拡大時の系統安定化技術の実証と社会実装</p> <p>○離島エネルギー供給事業者（永年、離島のエネルギー供給を支えてきた石油等の供給事業者等）と連携した水素活用等のマルチエネルギーステーション化、燃料電池車、住宅用燃料電池の普及</p>

規制緩和メニュー案	現状・法律条文	規制緩和の具体的内容	将来像（規制緩和後）
<p>★規制緩和テーマ2 水素ステーション設置に係る規制の緩和</p>	<p>【現状】</p> <p>1) 燃料電池車の水素充填圧力は、3.5MPaから7.0MPaに移行しつつあるが、7.0MPa燃料電池車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る法整備はまだ検討段階で、市街地において7.0MPa水素スタンドは設置できない。</p> <p>2) 水素スタンドとCNGスタンドについては、互いに6m以上の距離を確保する必要があり、併設の障害となっている。</p> <p>3) 圧縮水素輸送自動車（水素トレーラー）用容器として使用するCFRP製複合容器について、現状、使用可能上限圧力が3.5MPaに制限されているため、一度に輸送可能な水素ガス量も制限される。</p> <p>4) 水素スタンドの場合、ディスペンサーと公道の保安距離が現行6m以上必要となっているが、ガソリンスタンドでは4m以上と短い。</p> <p>5) 公道上での燃料電池車への水素充填は、現行法では、移動式（高圧ガス）製造設備を用いても充填と考えられ、駅・学校等から1.5m以上の保安距離、住宅等から1.0m以上の保安距離を取らなければならない。</p> <p>6) 現在の容器則（車の燃料容器の基準を規定）では、燃料電池車の燃料容器の最高充填圧力は7.0MPaとなるが、一般則（スタンド側の基準を規定）においては、その最高充填圧力以上の充填ができない。</p> <p>【関係法令】</p> <p>「一般高圧ガス保安規則 第7条の3、例示基準」（7.0MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備）</p> <p>「一般高圧ガス保安規則 第7条、第7条の2」（CNGスタンドとの併設をより容易にするための設備間距離規制の緩和）</p> <p>「容器保安規則第37条、容器保安規則細目告示第32条及び例示基準」（圧縮水素運送自動車用複合容器の安全弁に熱作動式安全弁（ガラス球式）を追加するための付属品の例示基準の改正）</p> <p>「一般高圧ガス保安規則、第7条の3、例示基準」（公道とディスペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置の創設）</p> <p>「一般高圧ガス保安規則 第8条、第12条、例示基準」（公道でのガス欠対応のための充填場所の確保）</p> <p>「一般高圧ガス保安規則、第7条の3、例示基準」（フル充填に向けた最高充填圧力の変更と例示基準の改正）</p>	<p>○再生可能エネルギー発電電力由来の水素を供給する水素ステーション設置に係る左記規制の緩和等</p>	<p>○水素変換・貯蔵による系統安定制御を含む、再生可能エネルギー活用拡大時の系統安定化技術の実証と社会実装</p> <p>○離島エネルギー供給事業者（永年、離島のエネルギー供給を支えてきた石油等の供給事業者等）と連携した水素活用等のマルチエネルギーステーション化、燃料電池車、住宅用燃料電池の普及</p>

規制緩和メニュー案	現況・法律条文	規制緩和の具体的内容	将来像（規制緩和後）	
★規制緩和テーマ3 古民家等の活用のための建築基準法の適用除外等	<p>【現況】</p> <p>1) 本県において、海洋再生可能エネルギーを含む再生可能エネルギーの実証事業、商用化事業を推進していくに当たり、当該施設での従事者や研究者、また、視察・見学者など、多くの関係者が当該施設において従事し、又は当該施設を訪れることとなる。</p>	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物は、その敷地、構造及び建築設備について、必要な基準等に適合するものでなければならない。</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「建築基準法第2章」（建築物の敷地、構造及び建築設備）</li> </ul>	<p>○「保存建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものについては、建築基準法及びこれに基づく命令の規定は、適用されない」とする建築基準法第3条第1項の規定に関し、「建築審査会における個別の審査を経ずに、地方公共団体に設ける専門の委員会等」により「建築基準法の適用除外」を認める新しい枠組み（運用）の活用</p>	<p>○海洋再生可能エネルギーの導入促進を通じた複合的地域創生（漁業協調による漁業漁村振興、交流人口拡大・観光振興、実証事業や大学等と連携した人材育成、先進地化による良質な雇用機会の創出。Uターン・Iターン及び若者定住促進）</p>
★規制緩和テーマ4 旅館業法に係る構造設備の基準の特例	<p>2) 一方、これらの再生可能エネルギー関連の実証事業、商用化事業の実施場所は、多くの場合、既存の市街地から離れた場所となり、特に海洋再生可能エネルギーの場合は、二次離島など、既存の飲食・宿泊施設が存在しない、又は収容能力が極端に少ない場所となるものと考えられる。</p>	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旅館業に供する施設は、設備構造基準に適合しなければならない。</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「旅館業法第3条第2項」</li> </ul>	<p>○旅館業に供する施設の設備構造基準への適合を定める旅館業法第3条第2項の規定に関し、旅館業法施行令第2条に規定する「ホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所の施設のうち、厚生労働省令で定めるものについては、構造設備の基準に関して、厚生労働省令による特例」を認めるとする枠組みの活用</p>	<p>○「厚生労働省令で定める簡易宿泊所等の施設に係る、構造設備の基準に関する特例」や「農用地区域内における農家レストラン設置の特例」等を活用することで、従事者・研究者等を対象とした、適切な飲食・宿泊場所が確保され、再生可能エネルギーの実証・商用化事業の着実な推進が可能となる。</p>
★規制緩和テーマ5 農家レストランの農用地区域内設置の容認	<p>3) また、このような地域においては、特に人口減少、高齢化の進展が著しく、単体の事業主体（サービス提供者）では、飲食・宿泊機能を同時に提供できる能力を有しないことも十分想定される。</p> <p>4) 再生可能エネルギーの実証・商用化事業を進めるにあたり、従事者や研究者に対する適切な飲食・宿泊場所の確保は必要不可欠であり、視察見学者に対しても適切な対応が必要であると考えらるが、前述の規制により、柔軟な対応が困難となっている。</p>	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農用地区域内における開発行為に係る申請について、当該開発行為により当該土地を農用地等として利用することが困難となり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合、都道府県知事は、当該開発行為の申請を許可してはならないこととされている。</li> <li>一方、農用地区域内に設置できる農業用施設は、畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設等に限定されている。</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「農業振興地域の整備に関する法律第15条の2」（農用地区域内における開発行為の制限）</li> <li>「農業振興地域の整備に関する法律第3条」（定義）</li> <li>「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条」（耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設）</li> </ul>	<p>○「いわゆる農家レストランの設置ができない」とする農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号及び同法施行規則第1条の規定に関し、農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令に基づく、「農用地区域内における農家レストラン設置の特例」の活用</p>	<p>○さらに、当該規制緩和により、離島など過疎地における飲食・宿泊施設の設置等が促進されることで、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなどによる、農山漁村と都市との共生対流の促進・交流人口の拡大に繋がることも期待される。</p>